

平成25年度 中小企業金融のしおり



トピックス

「短期融資」(旧経済変動・雇用対策融資)の限度額を3,000万円から8,000万円に引き上げるとともに、「創業・経営承継支援融資」の金利引下げ(▲0.1%)や経営支援員による融資後の経営支援を実施するほか、「経営発展支援融資」の太陽光発電設備等整備に関して、事業転換・多角化についても融資対象に追加しましたので、ご活用ください。

融資の申込資格について

原則として以下の全ての要件を満たすことが必要です。(その他、融資制度毎に定められている要件を満たすことが必要です。)

- 1 府内に営業所又は事業所を有する中小企業者(個人・会社等)・組合であること。

(中小企業者は、下表に定めるとおり、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること。)

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、「ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)」は資本金3億円以下又は従業員数900人以下、「ソフトウェア業」及び「情報処理サービス業」は資本金3億円以下又は従業員数300人以下、「旅館業」は資本金5,000万円以下又は従業員数200人以下

- 2 創業・経営承継支援融資を除き、融資申込日現在において、府内で①6ヶ月又は②1年以上の事業実績があること。

(許認可等の業種は、許認可等を取得した後6ヶ月又は1年以上を経過していること。)

- ①一般振興融資、小規模企業おうえん融資(限度額500万円以内)、あんしん借換融資(無担保無保証人除く)
②小規模企業おうえん融資、経営支援緊急融資、中小企業緊急経営あんてい融資、あんしん借換融資(無担保無保証人)、短期融資、雇用促進支援融資、経営発展支援融資、和装産業取引改善等特別融資

- 3 京都信用保証協会の保証対象業種であること。(例えば、金融業、農林漁業の一部、純享乐的風俗営業などは対象外)

- 4 府税の滞納がないこと。

- 5 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと。

- 6 不渡り後、6ヶ月以上経過していること。

- 7 保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。

- 8 保証協会の保証付き借入金の返済が延滞していないこと及びその連帯保証人でないこと。

◆ 融資の受付は、各取扱金融機関へ(見開きの一覧表に記載)

御相談は、次の機関、各商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも応じています。

・京都府産業支援センター	京都市下京区中堂寺南町134(七本松通五条下ル)	(075) 315-8660
・京都府山城広域振興局商工労働観光室	宇治市宇治若森7-6	(0774) 21-2103
・京都府南丹広域振興局商工労働観光室	亀岡市荒塚町1丁目4-1	(0771) 23-4438
・京都府中丹広域振興局商工労働観光室	舞鶴市字浜2020	(0773) 62-2506
・京都府丹後広域振興局商工労働観光室	京丹後市峰山町丹波855	(0772) 62-4304
・公益財団法人京都産業21北部支援センター	京丹後市峰山町荒山225	(0772) 69-3675

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

区分		制 度 名	融 資 対 象 者	資金使途・融資期間		融 資 限 度 額		融資利率		返 済 方 法	保 証 人 ・ 担 保	い き い き 引	取扱金融機関 (相談・受付窓口)
一般資金	一般振興融資	中小企業者(個人・会社等。以下同じ)・組合		運転資金 設備資金	7年以内 10年以内	10年以内	有担保 2億円、無担保 8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内)	年2.9%以内	年2.7%以内	均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)	保証料率 年0.2%(注1) 引下げ	京 都 銀 行 南 都 銀 行 滋 賀 銀 行 関西アーバン銀行 福 邦 銀 行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都市都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫
		小規模企業 おうえん融資		運転資金 設備資金	5年以内 7年以内	10年以内	ベース枠 1,250万円 (保証協会の全ての保証付き融資残高を含み1,250万円) 事業実績6ヶ月以上1年未満の方は合計500万円 ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内)	年1.7%	年2.1%	均等月賦返済 (必要に応じ据置6ヶ月以内)	保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要)) 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証のみ必要)	保証料率 年0.2%(注1) 引下げ	
	緊急対策資金	経営支援緊急融資 (H26.3末まで)		運転資金 設備資金	10年以内		有担保 2億円、無担保 8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内)	年2.1%		均等月賦返済 (必要に応じ据置2年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)	保証料率 年0.2%(注1) 引下げ	
		中小企業緊急経営 あんてい融資		運転資金 設備資金 借換資金	5年以内 7年以内 10年以内		有担保 2億円、無担保 8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内)	年2.1%		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)		
策 資 金	あんしん借換融資 (H26.3末まで)	セーフティネット保証の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定支援協議会の指導を受ける中小企業者・組合		運転資金 設備資金	10年以内		<別枠>有担保 2億円、無担保 8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内) 無担保無保証人枠 1,250万円 (小規模企業者等に限る)	年1.8%		均等月賦返済 (必要に応じ据置2年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) (無担保無保証人枠利用の場合) 保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要))	保証料率 年0.1%(注1) 引下げ	京 都 銀 行 南 都 銀 行 滋 賀 銀 行 関西アーバン銀行 福 邦 銀 行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都市都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫
		短期融資 (旧経済変動・雇用対策融資) (H26.3末まで)		一般保証枠 中小企業者・組合 セーフティネット保証枠 セーフティネット保証の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受ける中小企業者・組合	1年以内		無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) <別枠>無担保 8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内)	年1.9%	年1.8%	一括返済又は均等月賦返済 (必要に応じ据置2ヶ月以内) 一括返済(注2)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)		
	創業・経営承継支援融資	創業一般型	府内で新たに事業開始する者、分社化する会社(事業開始等の後5年未満のもの含む)	運転資金 設備資金	5年以内 7年以内		創業等関連特別保証 1,500万円 (ただし、事業開始・分社化から6ヶ月未満の場合は自己資金の範囲内)	年1.8%		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)		
		創業支援型 経営承継型	府内で新たに事業開始する者、事業転換・多角化を行う中小企業者・組合(事業開始等の後5年未満のもの含む) ①府・京都市指定セミナー修了者 ②商工会・商工会議所等の経営支援完了者 ※①②で事業開始等しようとする方については、修了・完了後3年以内に事業開始等することが必要 経営承継に伴い国の認定を受け事業用資産等の取得等を行う会社・個人	運転資金 設備資金	10年以内		創業関連特別保証 1,000万円 事業転換・多角化 1,500万円 経営承継関連特別保証<別枠> 有担保 2億円、無担保 8,000万円	融資が実行されてから3ヶ月後を目処に、商工会・商工会議所等による経営支援を実施。					
策 資 金	雇用促進支援融資	雇用一般	①新たに常用労働者を3名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②労働力確保のための労働環境の整備、福利厚生施設の整備、職員研修・職員募集を行うとする中小企業者・組合	運転資金 設備資金	10年以内		有担保 2億円、無担保 8,000万円	年1.9%		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じ担保を要する。		京 都 銀 行 南 都 銀 行 滋 賀 銀 行 関西アーバン銀行 福 邦 銀 行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都市都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫
		雇用特別	①京都ジョブパークを利用して新たに常用労働者を2名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②京都未来を担う人づくり枠・等(注3)による就業支援を受けた者を新たに常用労働者として雇用しようとする・している(雇用後1年以内に融資申込受付されたものに限り)(※)中小企業者・組合 ③障害者を常用労働者として雇用している・雇用が確定している中小企業者・組合 ④障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行うとする中小企業者・組合	運転資金 設備資金	10年以内		有担保 2億円、無担保 8,000万円	年1.7%		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じ担保を要する。		
	経営発展支援融資	設備一般	工場、店舗、作業場、事務所、機械設備等の整備をしようとする中小企業者・組合	設備資金	10年以内(注4)		中小企業者 8,000万円 組 合 1億6,000万円 まちなか商店街再生特別融資枠(注5)	年2.4% (小規模企業者等 年1.9%) 年1.8%	年2.2% (小規模企業者等 年1.8%) 電気自動車等整備 太陽光発電設備等整備 年2.2% (小規模企業者等 年1.8%)	均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)		
		災害復旧	火災、風水害などの災害復旧のための資金を必要とする中小企業者・組合	運転資金 設備資金	10年以内(注4)		中小企業者 8,000万円 組 合 1億6,000万円	年2.0% (小規模企業者等 年1.7%)		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。)		
策 資 金	成長促進 (未来にはばたく中小企業成長支援)	次の承認等に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合等 ◆経営革新等：中小企業新事業活動促進法による承認等 ◆応援条例認定：京都府中小企業応援条例による認定 ◆「知恵の経営」推進：「知恵の経営」認証制度による認証(他にも適用要件あり。詳細については裏面に記載。)		運転資金 設備資金	10年以内(注4)		5億6,000万円 (保証協会の保証利用可能額は、経営革新等が別枠の範囲内、経営革新等以外が一般枠の範囲内) ※保証協会の保証対象外となる場合あり	年1.9%以内	応援条例認定及び「知恵の経営」推進のうち、環境ビジネス関連は年1.7%以内	均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じ担保を要する。		京 都 銀 行 南 都 銀 行 滋 賀 銀 行 関西アーバン銀行 福 邦 銀 行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都市都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫
		和装産業取引改善等特別融資		和装関連卸売業者及び和装関連製造業者	運転資金	7年以内	2億円	年1.7%		均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内)	原則として連帯保証人1名以上及び担保を要する。必要に応じ保証協会の保証を要する。		

(注1) 保証料率の引下げが最大となるのは保証協会の中小企業会計割引を併用した場合です。

(注2) 均等月賦返済を希望される場合は、あんしん借換融資を御活用ください。

(注3) 対象は裏面に記載。

(注4) 設備資金(運転資金との併用を除く。)については、対象設備の耐用年数を上限として15年以内。

(注5) 「まちなか商店街再生特別融資枠」は、中心市街地エリアのうち一定の要件を満たす地域における施設整備等に対する低利資金です。対象地域等に関するお問い合わせは、京都府商工労働観光部商業・経営支援課商業担当、各広域振興局又は各商工会・商工会議所へ。

◆指導・認定等を要件とする融資制度

制度名等			対象要件	左記についての問い合わせ先(TEL)	融資申込必要書類(※)	
A	経営安定特別支援制度 (融資期間長期特例)		経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受けること	取扱金融機関	—	
B	京都ECOレート (金利優遇特例)		ISO14001の認証取得	各審査登録機関	認証取得証、審査登録証、認定書 又は確認書(写)等	
			KESの審査登録を受けること	KES環境機構(075-321-4767)		
			エコ京都21(地球温暖化防止部門)の認定(チャレンジ登録除く)	府地球温暖化対策課(075-414-4708)		
			府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者等で、環境配慮企業として知事の承認を受けること	府地球温暖化対策課(075-414-4708) 京都市地球温暖化対策室(075-222-4555)		
			S-MFCAの取組に係る確認書取得	KES環境機構(075-321-4767)		
C	いきいき割引 (保証料優遇特例)		商工会・商工会議所による事前支援及び事後支援(3年間)	商工会・商工会議所	支援証明書等	
D	創業・ 経営承継 支援融資	創業支援型	商工会・商工会議所の経営支援	商工会・商工会議所	支援証明書	
			府・京都市指定セミナー修了	※府商業・経営支援課にお問い合わせください	修了証書	
		府・京都市指定インキュベーター施設等入居		入居が分かるもの		
		経営承継型	経済産業大臣の認定	近畿経済産業局中小企業課 (06-6966-6023) ※商工会・商工会議所等も支援	認定書(写)等	
E	雇用促進 支援融資	雇用一般①	常用労働者(労働基準法第107条の労働者名簿記載の者)を雇用	※府商業・経営支援課にお問い合わせください	雇用計画書	
		雇用特別①	京都ジョブパークを利用して常用労働者を雇用	京都ジョブパーク(075-682-8913)	雇用計画書	
		雇用特別②	京都未来を担う人づくりサポートセンター、京都府高校生緊急就職支援センター又は京都府障害者就労ステップアップセンターの就業支援者を雇用	京都未来を担う人づくりサポートセンター(075-644-5995) 京都府高校生緊急就職支援センター(075-682-8913) 京都府障害者就労ステップアップセンター(075-682-8918)	左記センターの 就業支援証明書等	
F	設備投資 (設備一般)	電気自動車等整備	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の整備を行うこと	府環境政策課(075-414-4703)	左記窓口に確認 してください。	
		太陽光発電設備等整備	太陽光発電設備等の整備を行うこと	府地球温暖化対策課(075-414-4708)		
G	経営発展 支援融資	成長促進 (未来に はばたく 中小企業 成長支援)	経営革新等	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認	府ものづくり振興課(075-414-4851)	承認書(写)等
				中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定	府産業労働総務課(075-414-4820)	
				農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定	近畿経済産業局創業・経営支援課 (06-6966-6014)	
				応援条例認定	京都府中小企業応援条例の認定	
			「知恵の経営」推進	「知恵の経営」認証制度要綱に基づく認証	府ものづくり振興課(075-414-4851)	
			地域づくり ファンド助成	きょうと元気な地域づくり応援ファン ド支援事業助成金の交付決定	府ソーシャル・ビジネスセンター (075-414-4865)	
			農工商連携 ファンド助成	きょうと農工商連携応援ファン ド支援事業助成金の交付決定		
			販路開拓 支援	京もの市場開拓推進事業補助金の交付決定	府ものづくり振興課(075-414-5103)	
			共同研究 補助	中小企業技術開発促進事業補助金(企業連携型)又は連携型イノベーション研究開発補助金(企業連携型)の交付決定	府ものづくり振興課(075-414-4849)	
			成長支援 投資補助	育成型設備投資支援事業補助金の交付決定	府ものづくり振興課(075-414-5103)	
コンテスト 認定	知恵ビジネスプランコンテストの認定	京都商工会議所知恵産業推進室 (075-212-6470)				

(※)このほかに通常の審査書類等が必要ですので、取扱金融機関に御相談ください。

京都信用保証協会について

「京都信用保証協会」は、中小企業者・組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入を容易にすることを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。

1 京都府中小企業融資制度の保証料率(年率)

融資制度名	保証料率	融資制度名	保証料率
一般振興融資	0.45%~1.85%	短期融資	0.45%~1.85%
小規模企業ベース枠	0.5%~1.8%	創業・経営承継支援融資	0.45%~1.65%
おうえん融資	0.45%~1.65%	雇用促進支援融資	0.45%~1.9%
経営支援緊急融資	0.45%~1.7%	経営発展支援融資	0.45%~1.9%
中小企業緊急経営あて融資	0.45%~2.0%	和装産業取引改善等特別融資	0.45%~1.9%
あんしん借換融資	0.75%、0.9%		

※1保証料率は、中小企業者・組合の経営状況(CRDモデルの指標)に応じて、9段階に分かれます。

※2いいきき割引の他にも、中小企業会計を導入している法人や有担保扱いによる割引があります。

2 京都信用保証協会へのお問い合わせ先

本所…右京区西院東中水町17	(075)314-7221	中丹支所…福知山市石原	(0773)27-6156
宇治支所…宇治市大久保町上の山	(0774)43-8822	丹後支所…京丹后市大宮町周枳	(0772)68-0601
南丹支所…亀岡市千代川町千原	(0771)22-1041		

このしおりに関するお問い合わせ先

京都府商工労働観光部商業・経営支援課金融担当 (075) 414-4822